

# タイにおける持続可能な水利用に対する支援の現状と課題

Present situation and problems of the assistance for sustainable water use in Thailand

○鬼丸 竜治

塩田 克郎

○ONIMARU Tatsuji\*

SHIODA Katsuro\*\*

## 1. はじめに

世界の水使用量が今後も増加すると見込まれる一方で、使用量の約7割を占める農業用水では、地下帯水層の枯渇や国際河川における紛争のほか、施設の不適切な維持管理による灌漑効率の低下といった問題が発生し、持続可能な水利用の実現が課題となっている<sup>1)</sup>。このような中、開発途上国では、管理の一部を農民組織に要請する「参加型水管理 (Participatory Irrigation Management, PIM)」の実現に向けた各国・機関による支援が1990年代から本格化している。しかし、支援を受けたモデル的な地区ではPIMの実現事例が散見され始めたものの、国全体への普及は進んでいないのが現状である。

ここでは、わが国による支援が最も進んでいるタイの現状について報告するとともに、モデル地区での事例を国全体に普及させる際の課題を明らかにし、対応策を提言する。

## 2. わが国による支援の現状

わが国の土地改良区がPIMの先行成功例として世界的に紹介されるようになった<sup>2)</sup>ことから、2000年代に入り、国際協力機構 (JICA) の技術協力プロジェクト等によって、東南アジア各国を中心にPIMの実現に対する支援が本格化した (図-1)。

タイでは、1999年から2005年まで農業・協同組合省王室灌漑局他の「水管理システム近代化計画 (MWMS プロジェクト)」において、その活動の一部として約3千haのモデル地区で、1) 末端灌漑施設の整備、2) 農民水管理組織の設立・育成が実施された。その結果、ODA白書2007年版に、「タイにおいては、既に日本の協力により土地改良区を参考にした農民水管理組織が設立され、農民主体の運営が開始」<sup>3)</sup>と評価されている。

また、(財)日本水土総合研究所では、農林水産省委託事業「水資源開発戦略構築調査」により、農民水管理組織の設立・育成と一体になった末端灌漑施設の整備等に関するガイドラインを、タイ国内2地区とカンボジア、ミャンマーにおける実証結果に基づいて作成し、2007年度から各国に紹介している。

## 3. 開発段階に応じた支援の必要性と課題

わが国による灌漑開発支援の内容は、各国の開発段階に応じた次の4段階に類型化できる。

第1段階： 測量、土質試験など水利施設整備に関する個別技術に対する支援

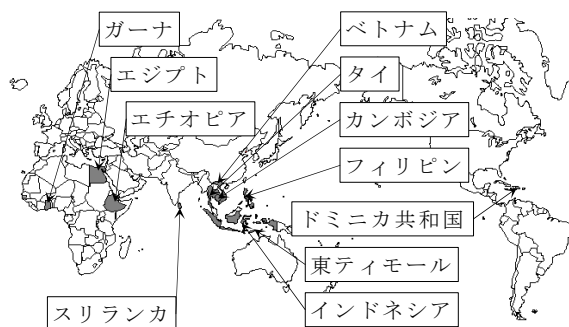


図-1 PIMに関する活動項目を含む主な技術協力プロジェクトの実施国

\* (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 National Agriculture and Food Research Organization

\*\* (財) 日本水土総合研究所 Japanese Institute of Irrigation & Drainage

キーワード：持続可能な水利用，参加型水管理，タイ

第2段階： 計画基準，設計基準など水利施設整備の基準の制定・運用に対する支援

第3段階： 政府等が管理する基幹水利施設の操作・維持管理に対する支援

第4段階： 農民水管理組織が管理する末端水利施設の操作・維持管理に対する支援

タイでは，開発段階に応じて1980～90年代に第1～3段階の，2000年代に第4段階の支援が順次行われ，その結果，前述のとおり農民主体の管理が開始された。

一方，タイでもモデル地区での成果が国全体へ普及するまでには至っていない。この原因について，MWMSプロジェクトの実践結果から次の点が考察される。

- 1) 農民水管理組織の根拠法が十分ではないため，組織の活動が法的に保障されていない。
- 2) わが国土地改良法の申請主義，同意主義，三分の二強制のような規程がないため，受益農民の強制加入，組合費の強制徴収等の組織活動の実効性が確保されていない。
- 3) 水利権が整備されていないことなどから，農民水管理組織は配水計画に従わず我田引水する農民や，組合費を支払わない農民に対する取水停止等の対抗手段を持たない。
- 4) 政府職員，特に日頃農民と接する機会の少ない本省職員のPIM実現に対する認識が十分ではないため，農民の活動を支援する制度・法律の整備が進んでいない。

このように，いくら組織育成のため農民の能力強化を継続・拡大しても，彼らの活動が保護されない限りPIMは継続・拡大せず，したがって，持続可能な水利用も実現しない。

#### 4. 持続可能な水利用実現のための方策

タイのMWMSプロジェクト及びわが国の土地改良制度の事例から，農民水管理組織が継続して機能するためには，さらに次の2段階の支援が必要と考えられる。

第5段階： 農民の活動を支援する制度の整備に対する支援

第6段階： 制度の根拠となる法律の制定に対する支援（図-2）

ここで留意すべき点は，実効性の確保にある。図-2の中には，法律はあるが十分に機能せず，改めて農民組織強化の支援が開始された国がある。これを防ぐためには，他国の成功例や理論をそのまま適用するのではなく，モデル地区での実践結果に基づき当該国の社会・経済状況等に合致した制度設計となるよう，行政経験のある者が支援する必要がある。

#### 5. おわりに

途上国が直面する貧困や飢餓の撲滅には経済成長が必要であり，そのためには灌漑開発等のインフラ整備が重要である。その際，整備した灌漑施設という「車」を持続的に走らせる（機能させる）ためには，それを管理する農民組織の能力強化と，制度・法律の整備による保護という「両輪」が不可欠である。

#### 参考文献

- 1) 農林水産省：農業農村開発協力の展開方向，日本水土総合研究所，p17 (2006)
- 2) 石井敦，佐藤政良：PIM，農村計画学会誌 Vol.22, No.3, pp.239-240 (2003)
- 3) 外務省：政府開発援助（ODA）白書 2007年版，p106 (2008)

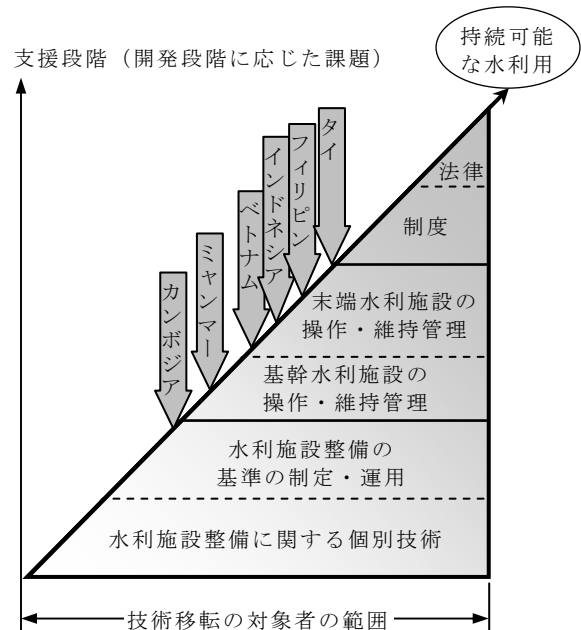


図-2 東南アジアにおける持続可能な水利用に対するわが国の支援の現状（概念図）